鳥取県告示第353号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理	サービスの種類
は氏名	相尾に係る事業別の石が	所在地	した年月日	9 ころの理規
有限会社和企画	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年4月26日	訪問介護
n.	デイサービスセンター笑	"	"	通所介護
	1 11 35 0	A + + 111 1/4 111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T-404F = 11 0 11	
小林薬局有限会	小林薬局	倉吉市明治町1032-	平成24年5月2日	居宅療養管理指
社		6		導